児童手当「現況届」の記入方法

令和5年5月19日現在の受給者情報を印字しています。油性の黒ボールペンで記入して下さい。また、誤りや変更がある場合は、赤字で二重線を引き、訂正をお願いします。記入漏れ、添付書類の不備がないようご確認のうえ、提出してください。

この現況届は、令和5年6月30日（必着）までに提出してください。郵送の場合は、必ず切手を貼り、同封の返信用封筒にて返送してください。なお、不着等の郵便事故について、高石市では責任を負いかねますので、特定記録郵便、簡易書留などで郵送されることをお勧めします。

様式６号（第４条関係）

※受付確認欄
令和　年　月　日

児童手当・特例給付　現況届

高石市長あて

以下のとおり、児童手当・特例給付現況届を届け出ます。認定に必要がある時は、私及び配偶者の住民登録状況所得・年金状況等に関して公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む）で確認されることに同意します。

	氏名	性別	生年月日	提出年月日
受給者（主たる保護者）	① タカイシ　タロウ 高石　太郎	男	昭和50年　４月５日	② **令和5**年**6**月○日
	住所		加入している年金	職業
	〒123-4567 ○○市○○町１－２－３ △△マンション456号室 電話　090-0000-0000　③ 連絡先000－0000		④ ア．厚生年金保険 ※アのうち、以下の共済組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （ ）私立学校教職員共済 （ ）国家公務員共済 （ ）地方公務員等共済 イ．国民年金 ウ．その他（　　）	⑤ ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者
	本年1月1日時点の住所（市区町村） （上欄と異なる場合に記入ください。） ⑨ 都・道・府・県　　市			

配偶者	有無	氏名	生年月日	同居別居	別居の場合の住所	本年1月1日時点の住所
	有・無	タカイシ　ハナコ 高石　花子	昭和50年12月12日	⑥ 同・別	⑦	□高石市 □受給者の本年1月1日の住所と同一 □上記以外の場合
	職業 ⑧ ア．被用者　イ．公務員（　　）　ウ．被用者等でない者					

児童（18歳到達後最初の3月末までの児童）	⑩ 氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居別居	別居の場合の住所	海外留学をしている場合の出国年月	※児童との関係で、該当する場合に○印
	タカイシ　イチロウ 高石　一郎	⑪ 子	平成 18年 6月10日	有・⑫無	同一・⑬維持	同・⑭別	日本市△△町 ○番地	平成　年 ⑮ 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
	タカイシ　ハナエ 高石　花江	子	平成 20年 5月13日	有・無	同一・維持	同・別		平成　年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
				有・無	同一・維持	同・別		平成　年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
				有・無	同一・維持	同・別		平成　年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
				有・無	同一・維持	同・別		平成　年 月	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

譲渡所得の有無	扶養親族等及び児童の数	判定	控除後の所得額	手当月額
有　・　無	人	継続　消滅	円	３歳未満分　円 ３歳以上小学校修了前分　円 中学生分　円 計　円
所得の状況	うち老人控除対象配偶者・老人扶養親族の合計数	区分	所得制限限度額	
年分所得額　円	人	児童手当　特例給付	円	

※審査	年分所得の合計額	控除					
		雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除額	寡婦・ひとり親・勤労学生控除額	児童手当法施行令第3条第1項による控除
	円	円	円	円	障　人・特障　人 円	円	80,000円

◎　記入上の注意をよく読んでからすべての項目に記入、該当する事項に○印をしてください。
※印の欄及び太枠の中は、記入しないでください。記名、押印に代えて、署名することができます。

①
受給者氏名・性別・生年月日を確認ください。

②【提出年月日】
現況届を提出する年月日を記入してください。

③【受給者の連絡先】
令和5年5月19日現在登録されている連絡先を印字しています。現況届の不備及び内容についてお問い合わせをすることがありますので、昼間連絡ができる電話、携帯電話であるかを確認し、修正または記入してください。

④【加入している年金】
該当する年金に○をしてください。なお、日本郵政公社共済に加入している方は、ウ．その他に○をし、（）に“共済”と記入してください。
年金未加入の方は、年金欄　ウ．その他に○をし、（）に未加入と記入してください。

⑤【職業】
加入している年金欄が厚生年金または日本郵政公社共済に加入している方は、職業⑤はア．被用者に○をして下さい。
年金欄が イ．国民年金の場合及び年金未加入の方は、ウ．被用者等でない者に○をして下さい。
各種共済組合員に加入、または令和5年4月以降に年金資格が変更された方は、従前通り健康保険証のコピーの提出が必要となります。

⑥【配偶者の同居・別居】
住民票上、別居となっている場合、別居に○をしてください。
同居優先（離婚協議中で夫婦が別居していて、児童と同居していること）の要件で、手当を受給している場合は、離婚協議調停中申立書の提出が必要です。申立書は市役所窓口、市ホームページから取得できます。

⑦【別居の場合の住所】
住民票上、配偶者と別居している場合、別居先の住所を記入してください。

⑧【配偶者の職業欄】
受給者の職業欄を参考に、配偶者の職業について、○をしてください。
なお、配偶者の職業が公務員の場合のみ、ア．被用者ではなく、
イ．公務員に○をし、右の（）内に勤務先を記入して下さい。

⑨
＜受給者＞
令和5年1月1日時点に高石市で住民登録がない場合
→当該年月日に住民登録をしていた市町村をご記入ください。

＜配偶者＞
令和5年1月1日時点に、
高石市で住民登録がある場合→「高石市」
受給者の⑨欄と同一の場合　→「受給者の本年1月1日の住所と同一」
上記以外であれば、　→当該住所の市区町村を記入

令和5年1月1日時点で高石市に住民登録がない場合、マイナンバーを利用した情報連携により、受給者及び配偶者の所得を他市に照会いたします。情報連携を、希望されない方は、令和5年度所得証明書（児童手当用）でご提出ください。

⑩【支給要件児童及び支給対象児童】
令和5年5月19日現在登録されている18歳到達後最初の3月末までの年齢の児童を表示しています。第何子目かによって支給月額が変わることがありますので、ご確認ください。
印字されていない児童がいる場合は、空欄に追記してください。
なお、児童養護施設等に入所等している児童については、施設の設置者等が受給者となりますので、対象児童には含まれません。

⑪【続柄】
受給者から見た関係を記入してください。（例：子どもの場合は、「子」と記入）

⑫【監護の有無】
児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていること。勤務等の事情により別居していても、監督、保護を行っている場合は、監護有りとなります。

⑬【生計関係】
別居していても、生活費や学費等を送金されているときは、支給要件に該当します。受給者が児童の父母である場合、生計同一に○をしてください。
それ以外の場合、生計維持に○をしてください。その場合、監護生計維持申立書が必要になります。申立書は市役所窓口、市ホームページから取得できます。ただし、生計維持とは養育者が児童の生活費の大半を支出していることを言います。

⑭【同居別居】
18歳到達後最初の3月末までの年齢の児童について、受給者と住民票上、同居している場合は、同居に○をしてください。
住民票上、別居し養育する児童がいる場合は、別居に○をし、住所を記入してください。その場合、別居監護申立書が必要になります。申立書は市役所窓口、市ホームページから取得できます。

⑮【海外留学をしている場合】
児童が出国した年月を記入してください。留学とは、日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内のものです。児童が留学している場合、別途提出書類が必要になります。お問い合わせください。